

議案第18号

東近江市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東近江市職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号ただし書中「55,000円」を「66,400円」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号ア及びイを削り、同項第3号中「55,000円」を「66,400円」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 1箇月当たりの運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が66,400円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、66,400円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。